



PwC ベトナムニュースブリーフ

国別報告書（CbCR）の交換に関する
多国間合意（MCAA）にベトナムが
署名

[詳しくはこちら](#)



ご一読ください

国別報告書の交換

2025年1月3日、ベトナムは国別報告書の交換に関する当局間協定（MCAA CbCR）に署名しました。

本書では、CbCR規定の適用を受けるベトナム企業及びグループにとって、この協定が何を意味するのかを説明します。



1

国別報告書の交換

国別報告書の交換

MCAA CbCRは、OECDが策定した、各国がどの外国の税務当局とCbCRを交換するかを簡便に示すための手段です

ベトナムによる署名は、ベトナムと他国の税務当局間のCbCR交換の重要な基盤となります。

MCAA CbCRに署名するすべての税務当局は、最初の交換が行われるまでに、(i) 受領した情報の機密性を維持するための必要な保護措置、および(ii) 効率的な交換関係に必要なインフラを整備することが求められます。

重要なポイント

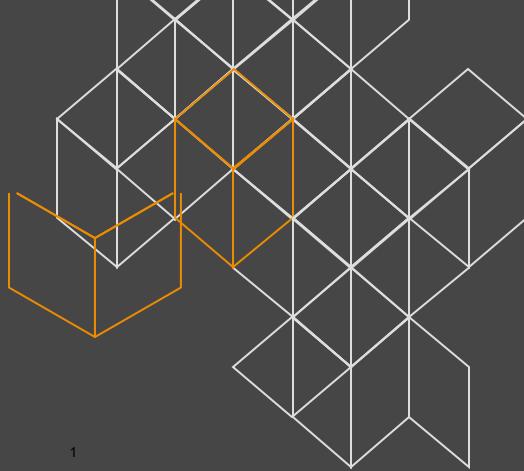
現在、ベトナムの税務当局は、双方向の国別報告書(CbCR)の交換が正式に行われるよう、必要な要件を整備中であると考えられます。詳細が判明次第、改めてお知らせいたします。

ベトナムにおけるCbCRの提出に関する規則に変更はありません。ベトナムに本社を置くグループは付属書IVを提出する必要があり、海外に本社を置くグループは、グループのCbCRの写しを紙媒体またはe-Tax経由でソフトコピーで提出する必要があります。

お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。

個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。



ハノイオフィス：



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com

ホーチミンオフィス：



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara
マネージャー
+84 35 585 0051
kimpara.yuya@pwc.com



www.pwc.com/vn

